



生活・安全

【問い合わせ】
町環境政策課
生活安全
グループ
☎ 73-7510

安全で安心なまちを目指して

無事故・無違反でゴールを目指そう！

チャレンジ・セーフティラリー
北海道2022

運転免許をお持ちの方が無事故・無違反を目指す参加型交通安全運動が実施されます。
※無事故・無違反達成者の中から、抽選で約5000人に賞品が当たります。

◆目的
交通安全意識の高揚と交通事故防止

◆実施期間
7月1日(金)から10月31日(月)までの4カ月間

◆参加費
1人670円
(運転記録証明書交付手数料)

◆参加資格
町内在住の自動車運転免許保有者

◆参加部門
5人チーム部門・3人チーム部門・個人部門(1人)

◆申込期間
6月30日(木)まで

◆申込方法
栗山警察署または町交通安全協会(役場環境政策課内)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、参加費を添えて郵便局から申し込み

◆自転車は車両です！
「北海道自転車条例」

北海道では、自転車の活用および安全な利用に関する施策を総合的に推進し、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興などに資することを目的に、北海道自転車条例が平成30年4月1日から施行されています。

◆自転車利用者の責務
・関係法令の遵守、歩行者・自動車などに十分配慮した利用、必要な点検整備を行う。
・乗車用ヘルメットを着用し、夜間は自転車側面に反射器材を装着する。

・自転車を利用する際に自然環境の保全に配慮する。
・自転車損害賠償保険などに加入する。
自転車は車両です。交通ルールとマナーを守って、安全・適正に利用しましょう。

警察署からのお知らせ

二輪車の交通事故防止
スピードは視野も心も狭くする

○より安全で快適な走行を
バイクは車体が小さいため、他の車のドライバークラッシュになり、距離間などが分かりにくいことが多く、交通事故に発展するケースがあります。運転時は車間距離を空け、自動車の死角に入らないようにしましょう。
また、ツーリング中の交通事故を防ぐため、事前に仲間同士で入念な計画を立て、仲間から離れてしまった場合の集合場所をあらかじめ決めておきましょう。

【問い合わせ】
栗山警察署
☎ 73-0110



不法投棄は違法です！

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策
グループ
☎ 73-7511

不法投棄は「しなご」「させなご」「許さなご」

不法投棄されたごみは自然環境や美観を損なうだけでなく、環境の汚染、悪臭の原因となり、大変迷惑で悪質な許されざる行為です。

もう一度、町民一人ひとりが自覚を持ち、不法投棄をしないのももちろん、させない環境づくりにもご協力願います。

不法投棄を発見・目撃した場合は、栗山警察署(☎73-0110)または町環境政策課に通報願います。



不法投棄された家庭ごみ(雨煙別)

※民有地の不法投棄およびポイ捨てなどのごみは、民有地の所有者が責任を持って処分することになっていきます。町では回収および処分はしませんので、ご了承ください。

□不法投棄で検挙されると、5年以下の懲役か1000万円以下の罰金、またはその両方が課せられます。

正しいごみの「分け方・出し方」にご協力を

一部のステーションでは、炭にできるごみ袋(茶色の指定袋)に



不法投棄された冷蔵庫(阿野呂)

生ごみが入っていたり、収集日ではない日にごみが排出されるなど、ごみの分け方・出し方がルールに違反している、収集できないごみが増えています。

特に最近多いのは、古布・衣類などに包んで車のドアミラーを出す、紙袋に入れて空き缶やペットボトルを出すなど、目隠しをして本来収集しないものをごみ袋に入れたり、分類が間違ったものを捨てる行為です。

ごみの分別方法については「2019年4月版家庭ごみの『分け方・出し方』(黄色の冊子)」をもう一度確認のうえ、正しいごみの分別にご協力願います。

□農業資材など、事業活動に伴って生じる廃棄物は「産業廃棄物」です。収集・処分は行いませんので、産廃運搬処理業者へ依頼するか、自ら産廃処理場へ運搬してください。

※注意

分別の仕方が悪く、赤いステッカー(違反ごみ)を貼られた場合は、正しく分別して、分別し直したことが分かるように、ステッカーの上からマジックなどで大きく×印をして排出しましょう。×印がない場合は再収集しません。

(仮称) 夕張ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧

【事業概要】 ●事業者 関西電力(株) ●出力 最大8.4万kW ●実施想定区域 栗山町・夕張市の山地

【縦覧】 ●期間 6月1日(水)～30日(木) ●場所 町環境政策課(役場2階)

【意見書の提出】

縦覧場所の意見書箱へ投函、または6月30日(木)までに下記問い合わせ先へ郵送(当日消印有効)

【問い合わせ】 関西電力(株)再生可能エネルギー事業本部事業開発第五グループ

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

☎ 080-1467-7201(平日のみ) 8:50～17:30 FAX 06-6446-6383

webサイト https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2022/pdf/20220530_1j.pdf

電波利用環境保護周知啓発強化期間

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化週間」に、電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省 北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、お問い合わせください。

【問い合わせ】 総務省 北海道総合通信局 ☎ 011-737-0099

電話受付時間(平日のみ) 8:30～12:00、13:00～17:00

